

自立援助ホーム ゆめじでの生活の約束

1 利用料金

家賃（食費・光熱費等含む）30,000 円を毎月納めてもらいます。

家賃は携帯代等より優先します。払えないのであれば携帯の解約等もあり得ます。

2 時間について

基本的には夕食時間の 19 時頃には帰るようにしてください。用事があって遅くなる場合は事前にホームへ連絡し、遅くとも 23 時（広島県青少年健全育成条例より）には帰るようにしてください。違反があれば累積で門限時間の変更・外泊禁止等となります。

外出は特別な事情があれば午前 6 時（広島県青少年健全育成条例）から可能です。

テレビの時間、入浴の時間は特に定めはありませんが、次の日の生活や周りの大人、入居者のことも配慮し、自分で考えて行動してください。

3 食事

朝食は 6 時～9 時、昼食は 12 時～14 時、夕食は 19 時～21 時（食事は前日に食事表に要否の記載をして下さい。記載がなければ用意しません。）とし、基本的には入居者みんなで食事をとります。これをホームでは大切なことであると考えています。

4 居室

2 人部屋になります。簡易ベッドや保管庫など貸し出す家具がありますが、退居時には現状復帰での返却とし、破損させたものについては弁償を求めることがあります。部屋割りの優先順位は入居順に意思が尊重されることとなるため、①（番長い入居者）→②→③→④→⑤→⑥の順番に部屋割りの希望を聞きます。

5 就労

必ず働いてください。働かない時期がないようにしてください。22 時を過ぎる仕事は奨励しません。また、客とお酒を呑む仕事や風俗業は認めません。9 時から 18 時までなどの日勤時間帯での労働を奨励します。

6 外泊

自宅や友人宅（友人宅は一回につき 1 泊まで：異性宅は許可しない）へは外泊願いを事前に提出すれば可能です。手続きを踏むことを忘れないようにしてください。ただし、子どもの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。門限破りや無届外泊を行った際は 1 ヶ月外泊禁止等、嚴重注意となります。

作成：平成 30 年 4 月 1 日

改訂：令和 3 年 11 月 1 日、令和 4 年 5 月 23 日

7 友人

ホームの大人に紹介できる友達は、連れてきてもらって構いません。しかし、ほかの入居者のことも考え、自室へ招き入れることはしないでください。(2人部屋のため)
ただし、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時には帰ってもらいましょう。

8 飲酒・喫煙

未成年の場合、一切禁止です(未成年者喫煙禁止法) **尚、18歳になっても、20歳までは禁止です。**

9 服装

染髪・ピアスは特に禁止ではありませんが、就労に支障ないようにしてください。
刺青はホームにいる間に彫る事は禁止します。入居前に確認し、入居後見つけた際は嚴重注意とします。

10 電話

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話は大人が出た後で必要に応じて入居者へ取り次ぎます。
入居者が電話を利用することはできますが、必要最低限にしてください。
携帯電話の契約は保護者に契約をお願いしてください。それが難しいようならホームの大人へ相談してください。

11 行事

ホームが指定する行事や地域の行事には必ず参加してください。参加不参加どちらでもよい場合はその都度説明します。

12 保険

保護者の方の保険に入るか、アルバイト先の社会保険、国民健康保険に加入してください。
保険料はアルバイト代から支払ってください。

13 家事

調理や洗い物、掃除など家事について大人に対してできる限り協力的に生活してください。
コップ洗いは必須です。また、洗濯は自分でしてください。

14 所持品

現金・通帳・印鑑・キャッシュカード・健康保険証等の貴重品はホームへ預けることをおすすめします。(強制ではありませんが、鍵のかかる部屋で保管するため安全です)
車は所持できません。退居前の購入は不可とします。
尚、金銭の貸し借りはゆめじ内外で禁止とします(トラブルの元になります)

作成：平成30年4月1日

改訂：令和3年11月1日、令和4年5月23日

1 5 契約等

18歳を過ぎると、契約が自身で行えますが、勝手に契約等は行わない様（トラブルの元になります）

1 6 退居

退居時期についてはホームの大人と話し合っ決めてみましょう。退居する際には入居した時の状態に部屋を戻してください。破損個所については弁償してもらいます。

※特別な理由により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人に早めに相談してください。

作成：平成30年4月1日

改訂：令和3年11月1日、令和4年5月23日